

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南部町長 陶山 清孝

市町村名 (市町村コード)	南部町 (31389)
地域名 (地域内農業集落名)	賀祥地区 (賀祥集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

賀祥は、高齢化が進んでおり、農用地面積も大きくない。不成形の圃場が在しているため、集約化など効率的な営農を行う事が難しい地域である。地域内に担い手がおらず、農作業受委託の受け手も不足している。
主な作物：水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域外からの担い手の確保が困難なため、地域内の農業継続に配慮し、農地の利用継続を支援する。
青年団の農業体験などの活動に対して農地を利用する体制の継続を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
集積が困難な地域のため、現況の維持を目標とする
(2) 農地中間管理機構の活用方針
集積が困難な地域のため、現況の維持を目標とする
(3) 基盤整備事業への取組方針
農用地・水路の維持・管理に努める
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
営農利益の確保が困難な圃場のため、農業体験等の地域コミュニティの交流・維持のための活動を行う体制を整備する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で困難な農作業については事業体に委託し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②農業体験活動等へ農用地を利用し、農地の保全を行うとともに、地域コミュニティの維持を図る。